

別表 1 (第 3 条関係)

番号	違反内容	処分根拠条文	関係法令条文		点数
			前橋市公共下水道条例	前橋市公共下水道条例施行規程	
1	排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理ができなかったとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 2 号	第 6 条の 4 第 2 項第 1 号		1 点
2	排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督ができなかったとき。	同上	第 6 条の 4 第 2 項第 2 号		1 点
3	排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令規定に適合していることの確認ができなかったとき。	同上	第 6 条の 4 第 2 項第 3 号		1 点
4	新設等の工事完成後の完了検査立会い依頼工事の立会いを行わなかったとき。	同上	第 6 条の 4 第 2 項第 4 号		1 点
5	工事施行の申込みを受けたとき、正当な理由がなく、依頼を拒んだとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 3 号	第 6 条の 7 第 1 項	第 24 条第 1 項第 1 号	1 点
6	工事を適正な工費で施行しなかったとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 2 号	1 点
7	工事契約を締結するときに、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 3 号	1 点
8	工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 4 号	2 点
9	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 5 号	2 点
10	排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならないが、管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 6 号	1 点
11	上記違反について、管理者の確認を受けずに工事を完成させたとき。	同上	同上	同上	1 点

1 2	責任技術者の監理の下において、工事の設計及び施工ができなかったとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 7 号	1 点
1 3	工事の完了後 1 年以内にその排水設備等が当該工事のかしに起因して故障したときは、当該工事を施行した指定工事店がこれを補修するものとし、その費用は、当該指定工事店の負担とするが、これに違反したとき。	同上	同上	第 24 条第 1 項第 8 号	2 点
1 4	管理者の求めに対し虚偽の報告や虚偽の資料提出をしたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 4 号	第 6 条の 7 第 2 項		2 点
1 5	新設等の工事完成後、1 4 日以内に完了の届出をしないで、検査を受けなかったとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 6 号	第 8 条		1 点
1 6	その施行する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 7 号			2 点
1 7	事業所の名称及び所在地等の変更について、虚偽の届出をしたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 5 号	第 6 条の 8	第 25 条第 2 項	1 点
1 8	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 5 号	第 6 条の 8	第 26 条第 1 項	1 点

別表 2 (第 9 条関係)

措置内容	合計点数
1 か月の指定停止	5 点
3 か月の指定停止	1 0 点
6 か月の指定停止	2 0 点
指定取消	3 0 点

別表 3 (第 9 条関係)

違反内容	根拠条文	関係法令条文		措置内容
		前橋市公共下水道条例	前橋市公共下水道条例施行規程	
不正の手段により指定工事店として指定を受けたとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 1 号	第 6 条		指定取消し
災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し、管理者から協力の要請があった際、これに協力するよう努めなかったとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 3 号		第 24 条第 2 項	口頭注意
事業所の名称及び所在地等の変更について、30 日以内に届出をしなかったとき。	前橋市公共下水道条例第 6 条の 9 第 1 項第 5 号	第 6 条の 8	第 25 条第 2 項	口頭注意